

地域の未来づくり推進事業  
計画づくり等支援業務委託（単価契約）仕様書

1 目的

岡山市では、中山間・周辺地域の持続可能な地域づくりを目指し、地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスの創出を地域の未来づくり推進事業補助金、地域活力創出事業補助金等により支援している。本業務は、コミュニティビジネスの創出に向けて、地域課題の把握やビジネスアイデアの創出、地域の未来づくり計画や地域活力創出事業の計画（以下、「計画」という。）の計画づくり、計画認定後の事業推進等を支援するため、支援対象者の状況やニーズに応じた個別支援を実施するものである。

2 業務対象地域

業務対象地域は、岡山市全域とする。なお、支援対象者や地域の実情を把握した上で、支援となるように、支援対象者の活動地において、本業務を実施することを基本とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 担当課

岡山市 政策局 政策部 事業政策課

5 業務内容

支援対象者に対し、支援担当者を派遣し、個別支援を行う。市からの指示をもとに（4）から（6）を一連の業務として行うこと。

（1）支援対象者

支援対象者は、次のいずれかとする。

- ア 地域の未来づくり推進事業補助金を活用し、コミュニティビジネスを立上げようとする団体、組織化する前の個人等
- イ 地域活力創出事業補助金を活用し、地域資源を活用した商品・サービスを開発しようとする団体、組織化する前の個人等
- ウ 上記の補助金により、コミュニティビジネスに取り組んでいる団体

（2）支援担当者

支援担当者は2名とする。1名は類似事業の実践者、外部有識者、地域づくりや協働のアドバイザー、ファシリテーター等の専門家とすること。他の1名は受託事業者に所属する者で、地域の未来づくり推進事業の制度を理解し、説明できるものとする。

### (3) 個別支援

個別支援は、次のいずれかとする。支援の形式は壁打ち（ディスカッション）、アドバイス、勉強会、話し合いのファシリテートなど、支援内容に応じて決定する。支援対象者が気づきを得る内容とすること。

#### ア 計画づくりに向けた支援（事前相談段階）

主に、団体内、地域内での地域課題、ビジネスアイデアの話し合い、地域課題や住民ニーズの把握、地域ネットワークの形成、ビジネスアイデアの検討、ブラッシュアップなどの支援を行う。

#### イ 計画づくりの支援（計画作成段階）

主に、事業内容、事業効果、事業計画や収支計画の検討、ブラッシュアップなどの支援を行う。

#### ウ 事業推進の支援（計画認定以降）

主に、事業計画や収支計画のフォローアップ、ブラッシュアップ、事業を実施する中で生じた課題の解決などの支援を行う。

### (4) 個別支援の内容の検討と支援担当者の選定

市と協議を行い、支援対象者の状況やニーズを把握し、個別支援の内容を検討する。個別支援の内容に応じ、的確な支援担当者を選定、提案し、市の了解を得て、決定する。

### (5) 個別支援の実施

市の指定する場所に、支援担当者2名を派遣し、支援対象者に対し、個別支援を行う。個別支援にあたっては、事前準備を行い、当日に臨むこと。

なお、内容が判る様に個別支援中の全会話をICレコーダーで録音すること。

### (6) 個別支援内容の報告

支援の実施後、支援担当者は、各回の具体的な支援内容を記載した個別支援結果報告書（議事録とその要約、結果報告に必要な資料をまとめたもの）を作成するとともに、当日ICレコーダーで記録した個別支援業務の録音データをMP3やAAC、WMA、PCM形式にてDVD-R※に保存し、個別支援業務報告書とDVD-R※を併せて、支援の実施日の翌日から土日祝日及び12月29日から1月3日を除く市役所開庁日で数えて15日以内に市に提出すること。

※メディアはCD-RやUSBメモリでも構わないが、返却しないので注意すること。

### (7) 個別支援回数

個別支援の実施回数は、14回を上限とする。

## 6 委託成果品

### (1) 事業報告

契約日から9月末日まで及び10月1日から翌年3月末日までの個別支援を完

了したとき、または、個別支援の回数が上限に達したときは、すみやかに月次の集計表一式を事業報告として提出すること。

(2) 成果品の提出時期と支払について

上記(1)事業報告及び委託業務完了通知書を提出後、岡山市の実施する検査の合格をもって本事業を完了したものとし、個別支援の回数に応じて支払うこととする。

(3) 成果品の帰属

成果品の帰属、著作権等については、別に定める場合を除き、以下のとおりとする。

ア 本事業で作成したすべての成果品の権利は岡山市に帰属するものとし、岡山市の許可無く第三者に貸与及び公表してはならない。

イ 受託者は、委託の目的物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。）を当該委託の目的物の引渡し時に岡山市に無償で譲渡するものとする。

ウ 委託の目的物に対し、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、岡山市に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

(4) 納品形式・数量等

個別支援結果報告書はA4版1部、個別支援業務の録音データは、MP3やAAC、WMA、PCM形式にて保存したDVD-RやCD-R、USBメモリのいずれかの媒体で提出すること。なお、提出された書類や媒体は返却しないので注意すること。

## 7 本業務の基本的事項

(1) 法令の遵守

受託者は業務の実施にあたり、関係する法令・条例等はこれを遵守しなければならない。

ア 岡山市契約規則

イ 個人情報保護に関する法律

ウ その他の関係法令

(2) 費用の負担

業務に伴う必要な経費は、本業務委託概要に記載のないものであっても原則として受託者の負担とする。

※資料作成費用、交通費や電話代等を含む。

(3) 秘密の保持

ア 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。

イ 受託者は、業務の遂行にあたっては、「個人情報保護に関する法律」及び「岡

山市情報セキュリティポリシー」を遵守し、取得した個人情報、その取扱いに最大限の注意を払うこと。

ウ 受託者は受託情報を保護するため、岡山市と個人情報の保護に関する法律（平成15年法律条例第57号）に基づく市の保有する個人情報の取扱委託に関する覚書を締結しなければならない。

#### （4）貸与資料

ア 受託者が本業務を実施する上で必要となる資料のうち、岡山市が提供することが可能な資料は、岡山市が受託者に貸与するものとする。

イ 貸与された資料は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において、貸与した関係書類は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は岡山市に返還しなければならない。また、貸与資料の複製物は適切に廃棄する等岡山市の指示に従った処置を行うこと。

#### （5）協議

ア 本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は各々の業務について岡山市と常に密接な連絡に努め、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、岡山市と受託者で協議の上、岡山市の指示に従い、業務を遂行すること。

イ 岡山市において必要と認めるときは、作業の変更又は中止をすることがある。この場合の変更について、委託契約書に明記されていない場合は両者の協議により定めるものとする。なお、変更による工期は別に定めるものとする。

ウ 業務責任者及びその他の従業者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、業務の履行又は管理に関して著しく不相当と認められる者がいるときは、受託者に対して、その理由を明確にし、必要な措置をとることを請求することができるものとする。

#### （6）作業の経過報告

本業務の実施期間中において、受託者は岡山市と緊密な連絡に努め作業を遂行しなければならない。また、岡山市は必要に応じて本業務の実施状況を調査し、又は報告を求めることができることとする。なお、打ち合わせで決定し、又は岡山市が指示した事項等については、受託者は定期的に、その進捗を報告すること。

#### （7）第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

#### （8）損害の賠償

本業務遂行中に受託者が岡山市若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに岡山市にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、岡山市は一切の責任を負わない。

#### （9）その他

ア 作業上必要な会議は適宜行うことができることとする。受託者は会議終了後、

速やかに打ち合わせ記録を作成・提出し、岡山市の承認を得ること。

イ 受託者は、作業の工程において確認事項がある場合、書面により岡山市に提出し確認を行うことができることとする。

ウ 受託者は、本業務中に事故があった場合は、所要の処置を講ずるとともに事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について、直ちに岡山市に報告すること。

エ 業務責任者は、岡山市からの変更要望または岡山市の承認がない限り、変更できないこととする。